



# 看護師・助産師修学資金貸与 募集要項

高い志と溢れる情熱を持ち、将来、千葉市立病院で働きたいと

看護師・助産師を目指して頑張っている方をサポートします。

本制度は、**千葉市民の皆様の大切な税金**により運営されるものです。

千葉市立病院に勤務し、**長い将来にわたり市民の皆様のために貢献してくれる有為な看護職員を育成しようとする制度**ですので、貸与を希望される方は、この制度の主旨を十分に理解されたうえで申請いただくよう、お願いします。

**※ 修学資金貸与を受けることをもって、千葉市立病院への就職が決定となるわけではありません。就職するためには、自身で看護職員採用試験を応募・受験して合格することが必要となります。合格できなかった場合には返還義務が生じます。詳しくは、本要項中「10 修学資金の返還」をよくお読みください。**

【募集人数】 10人程度

【貸与対象者と金額・期間】

貸与対象者区分	貸与金額（月額）	貸与年数（上限）	
看護師養成施設に在学する方	50,000円	大学生	4年間
		大学院生	2年間
		短大生	3年間
		専門学校生	3年間
		高等学校看護専攻科の学生	2年間
看護師養成施設のうち大学又は大学院に在学し、成績が特に優秀な方	100,000円	大学生	4年間
		大学院生	2年間
助産師養成施設に在学する方	100,000円	1年間	

【修学資金の返済】

看護師又は助産師養成施設を卒業後、引き続き千葉市立病院において修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間、看護師又は助産師の業務に従事した場合は返済が免除となります。

【申請受付期間】

平成30年4月2日（月）～4月16日（月）の消印有効

【※郵送のみ受付します。直接持参した場合には受付できません。】

【候補者の選定】

貸与対象者区分および貸与金額を問わず、下記により貸与を決定します。

一次試験・・・書類審査および作文試験

二次試験・・・面接試験（一次試験に合格した者、**全員**）面接試験は5月12日（土）に実施予定です。

## 1 申請資格

次の（1）～（5）の要件をすべて満たす方に限ります。

- （1）申込時点で助産師又は看護師を養成する学校又は養成所に在学していること。
- （2）卒業後、引き続き千葉市立病院に就職し、看護職員（助産師又は看護師）として勤務する意思を有すること。
- （3）以下に掲げる病院局看護職員採用試験受験資格を満たすこと。

- ① 卒業年度に実施する助産師又は看護師国家試験において免許取得見込みの方
- ② 次のいずれかに該当する方
  - ア 日本国籍を有する方
  - イ 出入国管理及び難民認定法による永住者
  - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者
- ③ 次のいずれにも該当しない方
  - ア 成年被後見人、被保佐人又は被補助人
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
  - ウ 千葉市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
  - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
- (4) 学業成績が優秀で、かつ心身が健康であること。
- (5) 千葉市立病院以外の病院などへの就職(勤務)を前提とした奨学金などを受けていない方、又は当該奨学金などの予約をしていない方。ただし、千葉県の修学資金貸与制度又は日本学生支援機構など、就職する病院を特定していないものとの併用は可能

## 2 連帯保証人

貸与を受けるには、下記の要件を満たす、**2人の連帯保証人**が必要となります。

- ① 一人の連帯保証人ともう一方の連帯保証人が別居していて、それぞれが生計を立てる収入や所得、資産を有していること。
- ② 貸与される予定総額相当分を返還できるだけの資力を有していること。
- ③ 個人市区町村民税を滞納していないこと。

## 3 貸与の方法

修学資金は、**4月分～9月分を6月末に、10月分～翌年3月分を11月末**に受取人口座へ入金します。

## 4 貸与開始までの手続き

### (1) 貸与申請 【※郵送以外の申請は認めません。】

下記の必要書類を千葉市病院局管理課まで封筒の表に「修学資金貸与申請書在中」と朱書きし、簡易書留で郵送ください。

- ① **千葉市立病院看護師等修学資金貸与(変更)申請書** (様式第1号)
- ② **履歴書** (様式第2号)
- ③ **成績証明書** (直近のもの。平成30年4月入学の方は最終卒業学校の成績証明書)
- ④ **養成施設等の長の推薦書** (様式第3号)
- ⑤ **作文** (※手書きで記載したもの)

※1 申請書類については、千葉市病院局ホームページ(4ページに記載)から書式をダウンロードしてください。ダウンロードできない場合は千葉市病院局管理課までご連絡ください。

※2 ③及び④については、在学している学校が発行したものに限り。ただし、③について、平成30年4月入学の方は最終卒業学校のものをご用意ください。

### (2) 候補者の選定 (1ページ目をご参照ください。)

### (3) 選定結果の通知

選定結果に関わらず、申請者全員に書面で結果を通知します。二次試験に合格し候補者に選定された方は次の書類をご郵送ください。

- ① 借用誓約書
  - ② 口座振込申請書
  - ③ 身分証明書 (本籍地の市区町村でお取りください。)
  - ④ 登記されていないことの証明書(東京法務局又は全国の法務局・地方法務局の本局でお取りください。)
- また、上記書類に加え、**連帯保証人**について、以下の書類が必要となります。
- ⑤ 印鑑登録証明書
  - ⑥ 市区町村民税納税証明書 (平成29年度の個人市区町村民税の納税状況がわかるもの)

⑦ 所得証明書（平成28年所得分を確認できる、平成29年度のもの）

※1 ①、②は決定を通知する際に同封します。

※2 ③、④の入手方法などについては、千葉市病院局ホームページをご確認ください。

※3 ⑤～⑦の書類提出については、連帯保証人が海外在住のため揃えられない等の理由による省略はできません。また、⑥は納税状況が確定した時期（6月頃）に提出していただくことになります。

#### (4) 書類審査

上記(3)で提出された書類が条件を満たしているか審査します。

#### (5) 貸与の決定

### 5 修学資金貸与の一時保留

修学生<sup>※1</sup>が次のいずれかに該当する場合には、修学資金の貸与を一時保留します。

- (1) 養成施設を休学した場合
- (2) 養成施設において停学の処分を受けた場合
- (3) 養成施設において1箇月以上長期欠席した場合
- (4) 提出すべき届、報告書などを提出しない場合

※1 修学生とは、修学資金の貸与を受けている期間中の方のことを言います。

### 6 修学資金貸与の取り消し

修学生が次のいずれかに該当する場合には、修学資金の貸与を取り消します。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 養成施設を退学したとき。
- (3) 貸与を受けることを辞退したとき。
- (4) 貸与の目的を達成する見込みがないと認められたとき。  
(例えば学業成績評点が貸与継続基準点を下回った場合等)

※2 借受人とは、修学資金の貸与を受け終わった方のことを言います。

### 7 修学資金の返済免除

借受人<sup>※2</sup>が次のいずれかに該当する場合には、貸与金の返還を全額又は一部免除します。

#### (1) 全額免除

- ① 養成施設を卒業後、千葉市立病院において、引き続き修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（「貸与相当期間」と呼びます。）、助産師又は看護師の業務に従事した場合
- ② 貸与相当期間が経過する前において、助産師又は看護師の業務に従事した期間（「業務従事期間<sup>※3</sup>」と呼びます。）中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったと認められる場合

※3 業務従事期間とは、助産師・看護師として千葉市立病院に勤務する期間のことを言います。

#### (2) 全額又は一部免除

- ① 貸与相当期間に達しないうちに退職した場合
- ② 上記(1)の②の場合を除くほか、死亡、災害、病気その他やむを得ない理由により、貸与金の返還ができなくなったと認められる場合

返還免除額 = (市立病院業務従事月数 / 修学資金の貸与を受けた月数) × 貸与総額

### 8 業務従事期間の考え方

(1) 業務従事期間に含めないもの

①～⑧の事由が1箇月以上続く場合は、業務従事期間から控除します。

- ① 休職（業務に起因する休職を除く。） ② 停職 ③ 育児休業 ④ 自己啓発等休業  
⑤ 配偶者同行休業 ⑥ 病気休暇 ⑦ 特別休暇のうち産前・産後休暇 ⑧ 介護休暇

(2) 育児短時間勤務職員については、業務従事期間に、それぞれの勤務時間・勤務日数に応じて換算比率を乗じたものを業務従事期間とします。

### 9 修学資金の返還猶予

借受人が次のいずれかに該当する場合には、貸与金の返還を猶予します。

- (1) 養成施設に在学している場合
- (2) 卒業後、千葉市立病院において、引き続き助産師又は看護師の業務に従事している場合
- (3) 上記(1)及び(2)の場合を除くほか、災害、病気、その他やむを得ない理由により、貸与金の返還が

困難になったと認められる場合

## 10 修学資金の返還

借受人が次のいずれかに該当する場合については、貸与金を月賦又は半年賦の均等払方式（ただし、繰上げ返還も可）により返還していただきます。

- (1) 貸与が取り消された場合（ただし、場合により返還の猶予や免除を受けることができます。）
- (2) 養成施設を卒業した日から1年1箇月以内に助産師又は看護師の免許を取得しなかった場合
- (3) 養成施設を卒業した日から1年1箇月以内に助産師又は看護師の免許を取得した後、直ちに千葉市立病院において助産師又は看護師の業務に従事しなかった場合
- (4) 「7 修学資金の返還免除」に記載のある返還の免除を受ける前に、助産師又は看護師の業務以外の理由により死亡した場合
- (5) 千葉市立病院における業務従事期間が、貸与相当期間（ただし、休学などにより貸与を受けなかった期間を除く。）に満たない場合

## 11 現況報告書の提出

貸与を受けている期間中、毎年4月1日における現況を記載した「**現況報告書（様式第6号）**」及び「**助産師又は看護師養成施設の成績証明書**」を提出していただきます。その成績から貸与継続の可否について審査し、成績が低下すると貸与取り消しとなる場合もありますので、成績の維持・向上に努めてください。

## 12 各種申請・届出の提出

次のいずれかに該当する場合には、それぞれ申請、届け出をしてください。

該当事由	提出書類 ※
(1) 連帯保証人を変更する場合	千葉市立病院看護師等修学資金貸与連帯保証人変更承認申請書（様式第7号）
(2) 貸与を受けることを辞退する場合 養成施設を退学・休学・停学・留年・長期欠席・復学・転学した場合	辞退等届（様式第9号）
(3) 修学生又は借受人が死亡した場合	修学生・借受人死亡届（様式第10号）
(4) 貸与が終了した場合	借用証書（様式第14号）
(5) 修学資金を返還しなければならなくなった場合	返還届（様式第15号）
(6) 修学資金返還の免除を受けたい場合	千葉市立病院看護師等修学資金返還免除申請書（様式第16号）
(7) 修学資金返還の猶予を受けたい場合	千葉市立病院看護師等修学資金返還猶予申請書（様式第18号）
(8) 修学資金返還に係る遅延損害金の減額又は免除を受けたい場合	千葉市立病院看護師等修学資金返還遅延損害金減免申請書（様式第20号）
(9) 修学生、借受人又は連帯保証人の氏名又は住所などに変更があった場合	氏名住所等変更届（様式第22号）

※提出書類に添付すべき書類がある場合には、各様式の欄外に記載がありますので、確認の上併せてご提出ください。

### 【申請書・届出書・報告書等のダウンロード 千葉市病院局ホームページ】

<http://www.city.chiba.jp/byoin/kanri/kikaku/index.html>

(※ダウンロードできない場合は下記にご連絡ください。)

### 【修学資金貸与に関する各種書類の提出先・問い合わせ先】

千葉市病院局 管理課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター10階

電話：043-245-5224 FAX：043-245-5257